

A1 持分の定めのある社団医療法人の場合、出資者はその出資割合に応じて医療法人の持分を所有し、役員は出資者である社員の委任に基づき、医療法人の経営を行うこととなります。つまり、所有者（出資者）と経営者（役員）は別々に存在しており、医療法人の財産債務は間接的に出資者のものであり、理事長の変更だけでは医療法人の財産債務は子に移転はしません。

理事長の承継（経営の承継）は、理事長の選任、登記、都道府県知事等への届出が必要であり、出資の承継（所有の承継）は、出資持分の移転が必要です。

（１）「所有の引継ぎ」と「経営の引継ぎ」が必要

（ア）医療法人の所有者（出資者）

持分の定めのある社団医療法人においては出資者がその出資割合に応じて医療法人の持分を所有しますので、出資者が医療法人を所有していることとなります。

出資者は持分を所有することにより、法人が解散するときに出資割合に応じて残余財産の分配を受けることができ、また、退社するときに出資割合に応じて払戻しを請求することができます。

また、出資者は原則して社員になり、社員総会の議決権（１人１個）がありません。

（イ）医療法人の経営者（理事）

医療法人には、その役員として理事と監事を置くこととされており、理事の中から互選された理事長（原則として医師・歯科医師に限ります）が法人の代表者になります。監事は法人の財産状況や理事の業務執行の状況を監査します。

これらの理事及び監事は社員総会で社員によって選任され、法律的に社員から委任を受けることとなります。

このように医療法人では、所有者（出資者）と経営者（役員）が別々に存在していることとなりますが、１人の者が出資者と役員を兼ねることもできます。

（ウ）医療法人の承継

「所有」と「経営」が分離されている医療法人の承継には、「所有の引継ぎ」と「経営の引継ぎ」を別々に考える必要があります。

経営の承継は「理事長の交代」という手続き、所有の承継は医療法人の「出資持分の移転」という手続きが必要です。

つまり、医療法人の財産債務は承継時に親の出資持分も移転した場合には、その出資持分に対応する財産債務は子供に移転しますが、理事長職を子に譲るだけでは、承継後も財産債務は親に帰属することとなります。

（２）医療法人の承継の形態

(ア) 医療法人の理事長を子に交代する

医療法人の「経営」を引き継ぐためには理事長の交代が必要です。

(a) 子が医療法人の理事にまだ就任していない場合

子がまだ理事に就任していない場合には、以下のような手続きが必要です。

- まず社員総会で子を理事に選任する
- 子を理事に選任した社員総会の議事録、新役員の就任承諾書及び履歴書、印鑑証明書等を添付して、遅滞なく都道府県知事等に役員変更届を提出する
- 理事会で理事長を交代する旨の決議する
- 理事長を交代した場合には2週間以内に所轄の法務局に新理事長の氏名及び住所を登記する
- 登記が完了したならば、その旨を遅滞なく都道府県知事等に届け出る

(b) 子が医療法人の理事に既に就任している場合

既に理事に就任している場合は以下のような手続きが必要です。

- 理事会で理事長を交代する旨の決議する
- 理事長を交代した場合には2週間以内に所轄の法務局に新理事長の氏名及び住所を登記する
- 登記が完了したならば、その旨を遅滞なく都道府県知事等に届け出る

(イ) 医療法人の出資持分を子に移転する

医療法人の「所有」を引き継ぐためには出資持分の移転が必要です。

出資を子に移転するには、生前に出資持分の「贈与」または「譲渡」による方法または生前に行わず「相続」による方法がありますが、それぞれに課税問題が起りますので、十分な検討が必要です。

(3) 承継のポイント

理想的には、相続の開始前に後継者に出資持分の集中と、医療法人の社員、理事又は理事長への就任をスムーズに行っておくことです。

なぜならば、医療法人の社員（出資者）は、出資額にかかわらず1人1個の議決権を有し、退社に伴う出資額に応じた持分の払戻請求権や、残余財産の分配請求権があります。これらの権利を後継者以外の社員が無条件に行使すると医療法人の運営だけでなく、その存続までもが危ぶまれることになります。

また、持分の払戻しや残余財産の分配については、出資額を超えた部分に相当する金額は配当所得として総合課税され、最高50%の課税となります。これを後継者等への出資持分の譲渡にすれば、譲渡所得として20%の分離課税になります。